

本日の会議に付した事件

平成30年第1回山元町議会定例会（第5日目）

平成30年3月22日（木）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 6号 山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 7号 山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 8号 山元町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 9号 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 6 議案第10号 山元町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第11号 山元町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第12号 山元町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画について
- 日程第 9 議案第13号 山元町都市計画マスタープランについて
- 日程第10 議案第16号 平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第17号 平成29年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第18号 平成29年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第19号 平成29年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第20号 平成29年度山元町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第 1号 山元町総合計画審議会条例（委員長報告）
- 日程第16 議案第 2号 山元町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金条例（委員長報告）
- 日程第17 議案第 3号 山元町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（委員長報告）
- 日程第18 議案第21号 平成30年度山元町一般会計予算（委員長報告）
- 日程第19 議案第22号 平成30年度山元町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第20 議案第23号 平成30年度山元町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
- 日程第21 議案第24号 平成30年度介護保険事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第22 議案第25号 平成30年度山元町水道事業会計予算（委員長報告）
- 日程第23 議案第26号 平成30年度山元町下水道事業会計予算（委員長報告）
- 日程第24 閉会中の継続調査申し出について

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成30年第1回山元町議会定例会第5日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、10番高橋建夫君、11番橋元伸一君を指名します。

議長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

請願・陳情の受理。陳情1件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

委員会審査報告書及び継続調査申出書の提出。総務民生常任委員会委員長、産建教育常任委員会委員長から閉会中の調査報告書が、総務民生常任委員会委員長、産建教育常任委員会委員長並びに予算審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

また、各常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されたので、その写しを配布しております。

議員派遣結果の報告。議員派遣結果の報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

一部事務組合等議会の報告。一部事務組合等議会の報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第2．議案第6号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第6号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.7、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、町長、副町長及び教育長の給料の支給特例を廃止するため提案するものであります。

1の改正内容でございますが、町長等の給料月額について、附則第6項で定める減額支給の特例規定の適用を平成30年3月31日までとするものです。その結果、表の中ほどに記載の減額率を用いて算出した給料月額をもって支給してきたものを4月以降は減額せず、表の左側記載の条例本則第3条別表第1に定める給料月額どおりの支給とするものであります。

2の施行期日でございますが、平成30年4月1日とするものでございます。

以上、議案第6号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第6号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第3. 議案第7号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第7号山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.8、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、行政区の区長、副区長及び行政連絡員に対する報酬の額について、具体的な金額の算定を山元町行政区設置に関する規則に委ねる運用から条例で算定できる規定にするため、所要の改正を行うものであります。

1の改正内容でございますが、改正前は表の右側記載のとおり、条例中別表に区長、副区長の年額報酬を定め、区長人数、副区長人数をそれぞれ乗じた報酬総額を下段の規則第6条の規定に基づき、均等割40パーセント、世帯数割60パーセントに配分し、均等割は行政区長人数で割って、それぞれ同額支給、世帯数割は全世帯数で除して得た1世帯単価に各行政区の世帯数を乗じて得られた金額を支給しておりました。改正後は、これまで規則で規定していた均等割40パーセント、世帯数割60パーセントで算定した場合の均等割年額と世帯数割年額単価相当額をそれぞれ条例別表に定め、具体的な算定基準が条例において読み取れるように改めるものであります。

2の施行期日でございますが、平成30年4月1日とするものです。

以上、議案第7号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第7号山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第4．議案第8号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。議案第8号山元町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

条例議案の概要で説明しますので、配布資料No.9をお手元にご準備願います。

提案理由ですが、企業立地の促進等による地域における産業集積形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律が施行され、同法に基づく県内全域を区域とする県の基本計画が平成29年12月22日付けで国の同意を受けたことから、所要の改正を行うものです。

改正内容でございますが、まず法律の名称が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改正されております。この法律に規定します基本計画区域の名称も促進区域に、と事業者につきましても、地域経済牽引事業者に改めたことから、第1条、第2条を改めるものになります。

これらのことから、これまで対象となる事業は省令において製造業や情報通信業など6業種に限定されておりましたが、今後は県の計画に基づき事業者が策定する地域経済牽引事業計画を県知事が承認した場合、承認地域経済牽引事業者となり、これまでの対象事業の範囲が広がることを見込まれます。

参考までに、下段の表になりますが、県の計画につきましてはそれぞれ2種類の計画が南部と北部に分けて計画されていたものが、これを後継しまして2種類の計画区域を圏域にまとめ2つの計画になったものになります。

施行期日ですが、公布の日から施行しまして、県計画が承認されました平成29年12月22日から適用するものでございます。

以上が議案第8号の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 8 号山元町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第 5. 議案第 9 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第 9 号持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

配布資料 No. 10 です。条例議案の概要によりご説明いたしますので、あわせてお手元にご準備いただきますようお願いいたします。

提案理由についてですが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容についてですが、大きく 3 点ございまして、まずは 1 点目です。こちら（1）として、山元町国民健康保険条例の一部改正についてで、まず 1 点目です。こちらの改正、第 1 条関係となっております。こちらの改正ですが、平成 30 年度から始まります国保の都道府県単位化に伴う改正でございまして、従来まで国保の運営協議会の設置については市町村としていたものを都道府県にも設置される改正を受けまして、今回この所要の改正を行うものであります。

次に、2 点目です。こちら先ほど同様国保の都道府県単位化に伴う改正でございまして。従来まで市町村が課税していた国保税については、おのおの市町村の国民健康保険事業に要する経費を目的として課税しておりましたが、平成 30 年度から、来年度からについては、市町村で集めた税金を一旦県に納付する必要があるとございまして。そのためこちらの条例内容は、国保事業あと及び県への納付金として国保税を課税する改正を受けまして、今回このような所要の改正を行うものであります。この条例議案の概要の下段のほうに新旧の内容を載せてございまして。

では、次、裏面をお開きください。次に 3 点目の改正でございまして。こちらは、後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての改正になります。そちらの第 3 条の部分です。こちらについては、住所地特例制度の適用方法が改正されたことに伴い改正するものでございまして。

従来、住所地特例制度というのは、例えば山元町の国保の加入者がほかの市町村の施設に転出しても、医療保険は山元町の国保に加入したままで他の市町村の施設に入所したり入院したりする制度なんです。今回の改正ですが、また別な医療保険制度になりますが、後期高齢者医療制度というのは 75 歳の誕生日到達によって加入する都道府県単位の医療保険です。よって、75 歳に到達するときに住んでいた都道府県の後期高齢者

医療保険に入るようになるのですが、今回、今までですと例えば山元町から北海道の施設に入っている方が75歳を迎えると、もともと74歳まで山元町の国保に入っていたんですが、75からは北海道の後期高齢者医療保険に入るようになっていました。今回の大きな改正を受けまして、住所地特例制度によってもともと持っていた都道府県の後期高齢者医療制度に入るように改正を受けています。なので、内容としては、今まで74歳まで宮城県の、例えば宮城県の国保に入っていたのだから引き続き75歳になっても宮城県の後期高齢者医療制度に加入するのが本来の住所地特例制度の趣旨に合致するというこの改正がございました。大きく国保の都道府県単位化に絡んでの同じような改正でございます。このような説明で申しわけございませんが、以上です。

なお、施行の期日については、いずれも平成30年4月1日の施行とするものでございます。

以上、議案第9号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第9号持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第6．議案第10号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第10号山元町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

こちら配布資料11です。条例議案の概要によりご説明いたしますので、あわせてお手元にご準備いただきますようお願いいたします。

提案理由についてですが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

1改正内容です。改正内容についてですが、今回の改正は、介護保険法の改正により

関連する山元町の2つの条例の引用規定を見直すものであります。認知症に関する定義が定められている介護保険法第5条の2の規定が1項立てから3項立てに改正されましたので、改正後も引き続き第5条の2第1項において認知症に関する定義が定められていることから、引用規定を見直すものであります。

ちょっと議案書のほうをちょっと見ていただきたいんですが、議案書のほう、2ページ、3ページをご覧ください。当町の条例2本を2ページ、3ページに、2ページの条例と3ページの条例と2本の条例を一度に改正する今回の改正条例です。こちら2つの条例、いずれとも大もとの介護保険法で第5条の2と呼んでいたものを第5条の2の第1項と項立てが変わったもので、読みかえて改正するものでございます。

なお、施行期日については、こちら今度の30年4月1日から施行とするものであります。

以上、議案第10号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第10号山元町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第11号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第11号山元町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

こちらは配布資料No.12になります。そちらの条例議案の概要によりご説明いたしますので、あわせてお手元にご準備いただければと思います。

提案理由についてですが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律及び山元町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画が平成30年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容です。こちら大きく2点ございまして、まず1点目です。1点目については、(1)第2条関係の保険料率の改定でございます。こちらは、裏面をお開き願います。

今回の改正は、平成30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画の3年間の保険料率を改定するものでありまして、こちらの表の真ん中の第7期計画の欄です。少し太字にしている箇所の保険料額に改正するものでございます。基準保険料年額を第5段階の6万6,000円としまして、所得段階に応じて第1段階から第9段階に分け、年額保険料を改正するものでございます。このような1段階から9段階までの金額の変更を、条例を改正するという内容でございます。

次に、2点目、条例議案の概要、前のページにお戻りいただいて、お願いいたします。こちらは第15条関係の改正でございます。こちらは、介護保険に関する質問調査権について第2号被保険者の配偶者及び世帯についても対象となった改正を受け、関連する規定を改正するものでございます。

なお、施行期日については、いずれも4月1日からの施行とするものであります。

以上、議案第11号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。この件については、総務民生常任委員会で何回か説明も行われ、全協でも説明が行われている内容のものなのですが、その中でですね、執行部のほうもそれなりの努力、工夫というものはなされた結果、この数字に、数値になったというようなどころまでの説明は受けているわけですが、この引き上げ額、結果ですね、県レベルでどの程度の位置にあるのか、確認します。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。はい、ただいまご質問いただきましたとおり、やはり何回か、全4回の常任委員会のほうで審議もさせていただいて、なお全協のほうでも審議をいただいた件でございます。従来は若干今の県の中間、当時の発表は5,800円、1月当たりです。先ほど6万6,000円と申し上げましたが、年額でして、先ほどの条例議案の概要の月額のほうを見ていただくと出ていると思うんですが、その金額が通常は5,800円というふうな話で、数字で動いてございまして、大体平均がそれぐらいだと。そのころやはりどうしても同じような中間位置でいてずっと推移してきたんですが、再度決算も近くなってきましたので、財政上、再協議をしまして、現段階の1月当たり5,500円に落ち着いているというふうな状況でございます。

この位置なんです、全体、県内市町村35市町村のうち、下から、安いほうからで申し上げる、安いほうからで11番目と。真ん中よりやっぱり安い位置に位置しているというような状況になってございます。上げ幅は若干高いんではございますが、県内で見れば、第7期については平均よりは低い月額だということになってございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。今回新年度は国保税もいろいろ取り沙汰されてきたわけで、国保税についてはその変更はないということなんです、この介護保険との関係でいいますと、どういうふうにかう受けとめればいいのか。今回影響がない、影響がないということは、引き上げあるいは引き下げの対象とはしなかったわけですが、国保でもこの介護関係の納付額というのが、というのはどうなるのかなど。非常に複雑な仕組みになっているもんでね、なかなかこう理解しづらい部分があるんですが、国保税の中

にもこの介護部分が当然含まれて、そこから納付されるっつうことになっているんだけど、その辺の関係は、その辺、国保税との関係とか国保税全体としては引き上げとか引き下げとかなんなかったけれども、国保の中でのこの介護納付金のこの扱ってどうなんだか。一般的に考えたらそこも引き上げられると思うんだけど、その際の国保税の影響ってどうなってるのというようなことのその辺の関係、このことによってその辺数値がね、どう影響してくんのかということを確認したいと思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの質問ですと、やはり議員おっしゃるとおりですね、どうしても高齢者に関する社会保障制度は、どうしても右肩上がりというのは、この少子高齢化の世の中ではうちの町もおおのずと同じような状況でございます。

まず国保税のほうからの話なんですけど、やはり今回の都道府県単位化に伴って、全国レベルでやはり都道府県単位化になるためにやはり国も多くの財源を投入していますので、全国的には半分以上の県、宮城県、ほとんどの県で、半分以上か、約半分ぐらいの県で逆にこう国が財政を投入したことによって下がっている。よって、おのおの全国の市町村も税率が下がっているというような状況がございますが、宮城県に関してはやはり上がっています。県全体の国保税を見ても、全国的には上がっていきそうというふうな流れでございます。

その中で、山元町が現状の税率で、まずは来年は進めるという内容でございますが、やはり一つは国・県の大きな財政的な支援が大きいのかなと。あと、決算も見据えての財政調整基金の残高等も不透明だったものが見えてきたので、それもある程度活用できるというふうに見越してきて大分投入してございます。ただ、まだ今若干財調といういわゆる貯金ですね、貯金もありますし、県・国からの援助もあるので、低く抑えられているというような状況でもございます。宮城県としては全国的に見れば上がっている県でございますので、やはり議員おっしゃるとおり高齢者に係る、関する社会保障税では右肩上がりと。

なお、この介護保険に関しては、新たな大きな、例えば国保は都道府県単位化になるような大きな、ちっちゃな制度変更はあるんですが、そのような大きな制度変更はないので、それほど国保ほど財源を投入してこないと、してこないと、今年度はということはあるので、どうしても今まである各市町村の財源、貯金でもって何とか進めていく、新しい保険料率を考えていく必要があると。

なお、やはり右肩上がりという、その団塊の世代が75歳以上となる平成37年、2025年を見据えた計画とも今回は言われていますので、どうしても右肩上がり、こちらのほうに関しては右肩上がりにならざるを得ないかなと。

大きく簡単に申し上げると、結論的には国・県の財源、財政的な支援、あとは市町村の貯金高によるものというふうには現在は私は理解してございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。質問の答えになっていないんですけども、私質問したのは、この介護保険の全体として上げることによってね、国保に影響はないんですかと。だから、国保税については、今回その今言ったいろいろ説明した中で抑えることができたということなんだけれども、実態、中身変わる、その国保税の中に医療分と介護分と後期高齢分と構成されているというところだと、この介護分もね、それも介護保険料として国保の中から介護の財政にやる。なると、こっちな、その基本部分が上がった際に国保税の場合の中でどう影響してくるのかというのは、当然そのことによって国保税

も自然に上がることになるわけ。今回は上げないと、変えないということなんだけれども、今後の将来のことを考えとね、それがどの辺から影響出てくのかどうかね、ということ考えたときに単純にね、介護、この事業だけではそれなりの努力もね、一されながら県内でもずっと下の位置で維持しているということで、その辺の努力は見られるんだけれども、そのことによって今度国保にね、どう、だけれども、簡単にこうね、同意つつうかね、認めるわけにはいかないという話になるわけ。この1本だけを見ればね、まあしゃあねえがなというふうにはなっけどもね。それが国保税のほうに同時に影響してくるんだよということが明確になっている。それは、そういう関係は余りありませんということであればわかりましたということになるんだけれども、あるいは影響すとなればどの程度の影響なのかね、その辺を確認したいと思っています。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。はい。それじゃ、質問の内容、もうちょっと別なほうの改正で話をさせていただいて申しわけございません。もう一本、今回の改正で大きく改正があるのが、介護事業には1号被保険者の保険料、いわゆる65歳から年金天引きさせていただく財源と、あとは社会保険が拠出している2号被保険者の保険料というのも財源の、事業の構成になっています。要は、75歳、65歳以上の方が自分でこう納めるものと、あと40歳から64歳まで現役世代の方が給料から、社会保険からこう介護保険に応援する分というのがございます。それが先ほどおっしゃった国保会計でいうと医療分と介護納付金分と後期高齢者支援金分と3本立てになっているうちの1つです。介護納付金分です。そのものの割合はやはり変更になります、来年度。その今回のうちの条例にはその大もとの上位法律で変わっているので、市町村の条例で変更はないんですが、その負担割合、従来まで国保の被保険者が納めている2号被保険者の保険料が27パーセント、全体、例えば介護保険がこれぐらいかかるとなれば、その27パーセントを40歳から64歳までの皆さんが納める保険料から介護保険のほうにこう支援をいただいています。それが来年度から28パーセントに変わると。逆だ。安くなるということですね。済みません、申しわけないです。申しわけありません。もともと逆ですね。今まで28パーセントだったのが27パーセントに変わるということで、若干その介護納付金に関しても集める額が少なくても済むのも若干影響しているんじゃないかというふうに思われるところでございます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。今の説明を信用していったから、国保に関しては負担が若干低くなる。そのほかの社会保険とかほかのところはその分影響を受けるのかどうかというのはあるんだけれども、国保に関しては、今回こっちのほうでは引き上げたけれども、その引き上げた分、丸々国保に上乘せ、上乘せというかその部分も同じ率で上がるというふうな形ではなくて、今言うように28パーセントが27、逆にこの国保の並び、国保については、その部分については、負担が軽くなったという理解でいいんですね。そのことによって、数字的には多分なかなか出せないと思うけれども、表面的な話でいえば、こう介護保険料が上がったことによる国保税の介護分の影響は全くないわけではねえべけれども、大きくはないというような受けとめでいいんですね。いいければいいんです。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい。今の私の説明の中で全体的な40歳から64歳までの2号被保険者全体として話をしましたが、国保だけに限って申し上げますと、大きな制度変更はないと。詳細に申し上げますと、いわゆる社会保険と言われているもの、共済組合であっ

たり、協会健保であったりに関しては若干負担はふえていくというふうな見方がとれる改正でもございます。以上でございます。国保については、影響ないというふうに見ております。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第11号山元町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第12号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第12号山元町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画についてご説明申し上げます。

こちら配布資料13番、条例議案の概要によりご説明いたします。お手元にご準備いただければと思います。

提案理由についてです。高齢化が急激に進行する中、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据え、高齢者が住みなれた地域で安心して自分らしい暮らしを続けていけることができるよう、さらなる介護保険サービス等の充実と介護保険事業の安定的経営を図るべく介護保険法等の規定及び国の基本方針に基づき策定しました山元町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画について、山元町議会基本条例第9条の規定により、議会の議決を得るために提案しているものでございます。

計画策定の根拠です。こちらの計画、本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画（高齢者福祉計画）、老人保健法第46条の18第1項の規定に基づく市町村老人保健計画（高齢者保健計画）及び介護保険法第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画を一体のものとした計画を策定するものであります。

（2）期間等です。本計画の期間は、来年度平成30年度から32年度までの3年間とし、平成37年の将来像を見据えた計画となっております。

（3）策定体制です。①として委員会を設置してございます。本計画は、保健、医療、福祉の関係者、学識経験者、被保険者の代表を委員とした山元町高齢者保健福祉計画推進委員会並びに山元町介護保険運営委員会を設置しまして、本計画に関する検討を審議等を踏まえ策定をしてございます。

あと、アンケート調査と日常生活圏域のニーズ調査もあわせて行っております。本町の高齢者の心身の状況や健康状態、日常生活の状況などを把握するため、アンケート調査及び日常生活圏域ニーズ調査を実施して、その結果を踏まえ、本計画の策定に活用してございます。

次に、裏面をお開きください。

こちらの計画の基本理念です。本計画は、「絆が育まれ、絆が支える、高齢者が自立し、自分らしく暮らせるまち」を基本理念として、下の4つの基本を目標として心豊かな生きがいのある高齢者社会の実現を目指すものとして計画してございます。

基本目標を4つ掲げてございます。地域包括ケアシステムの構築、認知症施策の推進、健康づくりの推進、介護保険サービスの安定供給の推進、以上の4つです。

この計画策定における各項目の推計等です。本計画の策定に際し、次の項目の推計等を実施してございます。1つ目として、高齢者被保険者の現状と推計を出しています。2つ目、要介護等認定者の現状、あと3つ目は介護保険サービスの見込み、あとは最後に介護保険給付費の見込みを推計しながら計画を立てている。

なお、こちらの内容に基づいて、先ほどご説明いたしました保険料についても、おおむね方向を出しまして条例に反映させるというふうな計画になってございます。

その他概要版は添付してございます。こちらのほう、ボリュームありますので、改めての説明はちょっと省略していただこうと思っていました。

以上で議案第12号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。この計画につきましても、あらゆるというか総務民生常任委員会とか全協等々の中でも説明を受けてきているわけですが、その時々で疑問、懸念というものを示しておりますが、この計画をつくって、この計画どおりの事業推進、十分、決めてしまうとこのとおりにやなくてねということだから、その辺の体制づくり等々というのは、安心して認めることができるような状況にあるのかどうかを確認します。体制上ね、そのボランティアとかね。あとここにある救護員とかね、新たな施策ね、こういったものをここに示されてあるわけなんです、その辺の取り組みが不十分な結果、住民サービスの低下といいますかにつながらないかどうか、その辺の不安というのはないのかどうか。我々が不安を抱いて、それに対してのその不安に応えられるような体制になっているのかどうか、その辺、自信があればいいんです。大丈夫だと、この計画どおりやれるんだというそんな体制上ですね、ボランティアの養成とかね、いろいろあるんだけど、俺は本当にこの計画で取り組むということになればね、皆さんも大変なのかなという思いも込めての確認なんです、その辺、いかがでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。こちら第6期計画からなんです、地域包括ケアシステムというふうに使われているものがございます。やはりその住みなれた地域で生活が継続できるように、各市町村独自の健康づくり事業や介護予防事業の仕組みづくりが重要となっております。ですので、この第7期計画においても、やはり町で独自に行う山元町に合ったいろんなその介護予防のメニューであったりを模索しながら計画に上げてき

ているというような状況でございます。

なお、いろんな事業、7期計画、ちょっと詳細な説明は省略させていただきましたが、30年度から3年間にわたり展開してまいります。やはり自分でできる範囲、うちの町に合ったできる範囲での事業を仕組んでいる内容でございます。なお、その第6期から、今29、27、28、29と準備期間がございまして、当町は3年前からこの第7期にかけて、計画にかけての準備作業、準備事業をしてきてございます。なお、本来30年度から29年度に、今年度に関してもですね、新たな事業を入れてみたりして、なるべくそのいろんなケースを試行錯誤しながら検討して実施してまいりました。30年度、31、32年度、その3年間については、今までのノウハウを生かしながら事業を進めていきたいというふうに考えているところ。

あと、また新たにいろんな制度改正があって、やはり市町村の事務がふえてきているところはおっしゃるとおりでございます。そこに抜かりがないようですね、本当に地域包括ケアシステムの構築に向けて町も町独自の施策を展開していきたいというふうにつくっているのがこの7期計画でございまして、それを推進していくというふうな所存でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。この事業計画そのものはですね、非常に立派なもので、そしてこの事業の計画どおりに取り組みされるならば、その対象者となっている方々がですね、家族等々ね、非常に安心してこの町に住めるということになるかと思うんですが、この介護予防、重度化予防の推進、例えば地域包括ケアシステムの深化・推進等々、これらに対応していくための体制としては、民間の力もかりて進めていくというふうな内容のものになっているわけですが、この辺がね、地域地域、その取り組みいかんによっては、ちょっとその懸念がね、生まれる、不安が生まれるような、受ける側としてはです、保険料を払ってサービスを受けるということになるわけなんです、この辺がちょっと不安なところがあります。しかし、民間の力をかりるための皆さんのその体制は十分なのかと。この本当に計画に取り組むための体制となり得ているのかという部分の心配、懸念が、これは町長に聞いたほういいのがや。その辺、課長がどの程度町長に連絡しているかとかあれしているかという、情報としてね、説明いつているかわかんねけれども、これは外から見ると、この計画をこの計画どおりに進めていく上では、役場の行政執行側の体制もしっかり、しっかりと今でもしっかりとって思っているけれども、余りにもでもね、このことによって業務量が、外から見ると、この計画から見るとふえるのかなといった場合に、あるいは逆にこの執行体制を、この行政のほうの体制を減らして、そして責任も減らして民間にしてもらおうというようなにも見えるわけですが、その辺の力の、何の配分といいますか、その辺はこの計画を推進していく上で、ちゃんとそれらにも応えられるような体制になっているのか、あるいはその辺を現場ではどう考えているのか。今の体制でこの計画に取り組むに当たっては十分な体制でありますよということであればそれでよろしいし、ただ反対にこの計画を進めていく上で、今の体制ではちょっと懸念が残る。その場合、当然執行部のほうのこの前のね、話でしょう、行政機構、執行体制、その辺の確立といいますか整備、その辺につながってくるのかなと。あるいは、つながる問題だなということという懸念もあっての確認です。もし、その辺で懸念があるならば、やっぱりこれ、この計画を通すためにはその執行体制もきちっとしてもらわなくてないということになるわけなんで、その辺、専門部

というか担当部からはどのような受けとめをしているのか、確認をします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。こちらの高齢者施策の担当部署については、実はその人員の配置等の話はさきの一般質問等で町長のほうからお答えいただいたとおり、来年度検討で再来年度というふうな話もございましたが、実は今年度から若干プロパー職員、増強はさせていただいております。なお、突発的な急務に応じては、臨時職員の配置も2名ほどいただいているような状況でございます。今回、この事業を行うに当たり、やはり民間の力は必要になります。あわせて、ボランティアの力をうちの町は使いたいということで、ボランティアの育成についても今年度から事業実施を始めて、その資源の把握について進めています。それらについては、やはりうちの町、行政だけではできない部分でございまして、社会福祉協議会さんの力をいただきながら、一緒に地域づくりに進めているというふうなことでございます。単なる今回介護事業所のサービスだけの拡充じゃなくて地域ぐるみでのボランティアの介護ケア、地域包括ケアに向けての取り組み等も、今回7期からまた新たに始まりますので、それも含め、本町スタッフまたは地域の団体の力をかりながら、7期の実現に向けて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。十分とは言わないでも、この計画、事業を取り組んでいくに当たって、我が町のその体制、私は今執行部、行政のね、体制のことを確認しているつもりなんですけど、では大丈夫だということで受けとめていいんですね、今の答えではね。大事なところですよ。いや、だから本当に、もし大変だったらば、やっぱりね、全体でこれは考えてもらわなくてない問題だから、そしてこの事業全体はね、やっぱりこの町にとっても重要な計画ということになる。そして、中身を見れば結構ね、光るといふか、こうそれなりの計画内容になっている。それなりの計画内容になっているものが、ただ計画だけいなくて実際にできねというんでは、執行体制の不足でできねつつうんでは、これを経過、通してどうなのかどうかということになるわけでね、その辺、非常に重要なんですよ。今のね、課長の答弁では大丈夫だというね、受けとめになるわけですが、いずれね、これここでみんなを前にして話しているわけですからね、この辺十分にやって、この計画を進めていく上で必要な体制なりね、支援なり、ほかの横の連絡の中で、当然やるべきだと思うんですが、その辺も含めて、しかしながら、それを求めていくのも課長、担当課長の仕事で、今の課長の答弁では十分とは言わないまでも大丈夫だというような受けとめをしました。問題があったら大変ですということをつけ加えて、質問を終わり、以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（青田和夫君）はい、12番。議長。今、課長から説明がありました包括支援システムの深化・推進のところで、自立支援や重度化防止、または2番目の医療介護等で、例えば介護医療院をつくる予定みたいなことを書いてありますけれども、これをやった場合、死亡率と出生率がどのように変わるのか、1点だけお伺いします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問で、明確なデータとしては今のところ持ち合わせてございませんが、この制度改正については既存……（「データなしできちんとした回答じゃなければ、後で聞きさ行くわ」の声あり）わかりました。

議長（阿部 均君）はい。それで、後日課に直接行って伺うそうでございますので、はい。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 1 2 号山元町高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 1 2 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は 1 1 時 1 0 分といたします。

午前 1 0 時 5 5 分 休 憩

午前 1 1 時 1 0 分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第 9. 議案第 1 3 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。それでは、議案第 1 3 号山元町都市計画マスタープランについてご説明申し上げます。

まず提案理由でございますけれども、都市計画法第 1 8 条の 2 の規定により、山元町の都市計画に関する基本的な方針となる山元町都市計画マスタープランについて、前回の策定から既に 1 0 年経過し、目標年次平成 2 8 年を超えており、社会情勢の変化などを踏まえた改定を行うに当たり、山元町議会基本条例第 9 条の規定に基づく議会の議決を得るため提案するものでございます。

内容につきましては、配布資料 No. 1 4、資料の 3. 山元町都市計画マスタープラン概要版にてご説明申し上げますので、ご準備のほう、お願いいたします。

まず、1. 都市計画マスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針を示すものでございます。策定の主体となるのは市町村であり、都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的とした市町村の都市計画に関する最も基本的な計画となるものでございます。

次に、2. 都市マスの位置づけでございますが、山元町都市計画マスタープランは、宮城県が策定しております山元町都市計画区域マスタープラン、山元町震災復興計画を上位計画としまして内容を踏襲し、山元町国土利用計画などの関連計画との整合性をとりながら、社会情勢等を踏まえて改定を行うものとなります。今後定めるまちづくり計画等は、今回定める都市計画マスタープランに即して行うものとなります。

次に、3. 山元町の現況でございますが、本町は東日本大震災により壊滅的な被害を受けまして、都市構造の再編を余儀なくされております。特に、津波により被災した沿岸集落は、防災集団移転促進事業等により内陸部に整備された3地区の新市街地に移転しております。人口については、平成9年をピークに減少傾向にあり、東日本大震災によりさらに減少し、平成28年10月末時点で1万2,497名となっております。また、少子高齢化が進行している状況でございます。産業についても、人口減少に比例しまして農業、商業ともに減少している状況でございます。観光人口は、震災前まで5倍でしたけれども、震災後、減少し、平成25年の時点で震災前の約8割程度となっております。

これら本町の現況を踏まえまして、4. まちづくりの主な課題でございますが、都市構造につきましては、災害に強いまちづくりを目指すとともに、今後の人口減少、少子高齢化などを踏まえ、全ての世代が便利で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりが求められております。人口については、町外への流出の歯どめや若年世代を主とした定住人口の確保、雇用の場の確保が求められております。産業につきましては、農業基盤の早期復旧、観光交流を意識した付加価値の高い農業への転換等による担い手不足の解消が求められております。観光交流につきましては、交流人口の拡大と新たな観光施設整備とネットワークが求められております。

課題を解決するための一つとしましてコンパクトなまちづくりを掲げておりますので、本町のコンパクトシティの考え方を説明させていただきますと、震災時の津波により、沿岸部は津波防災区域の指定によりまして居住制限を行っている状況です。このことから、居住場所を都市インフラが集中的に整備された既存市街地や集落が多く位置する内陸部への集約が展開されていくものと考えられます。今後は、新たに整備した3つの新市街地を拠点としまして、集約型の都市、コンパクトシティを目指しつつ、交通ネットワークの充実により既存市街地と新市街地双方の利便を確保しまして、少子高齢化に対応した利便的・快適な生活環境の形成を目指してまいります。

裏面2ページをお開き願います。

次に、5. 将来のまちづくりの目標でございますが、大目標に「希望と笑顔を継承する地域づくりを目指して悠々とした人と緑豊かな定住都市の形成」を掲げ、5つの目標を軸にまちづくりを進めてまいります。

1つ目の防災・減災の都市づくりについては、安全な居住地の確保や防潮堤、二線堤等による多重防御、避難道路整備による安全確保を行い、災害に強い都市構造を構築してまいります。

2つ目の集約型の都市づくりは、国道、県道、避難道路に位置づける町道、JRを軸とした交通ネットワークを形成し、コンパクトシティを進めてまいります。

3つ目の安心して定住できる都市づくりにつきましては、3つの新市街地に利便性の高い住宅整備を進め、産業の振興、商業店舗の立地推進をし、誰もが安心して生活できる持続性のある住環境を整えてまいります。

4つ目のにぎわいのある都市づくりは、東部地区における産業用地の整備、非農用地の整備、また被災農地の再生による産業の振興、自然環境を生かした観光交流をすることにより、交流人口の増進を図り、新たなにぎわいを創出してまいります。

5つ目の豊かな自然と共生する都市づくりにつきましては、行政と住民の協働により

豊かな自然環境の保全、活用、整備を進め、自然環境と共生するまちづくりを目指してまいります。

資料右側に6. 全体構想図として載せております。3つの新市街地と周辺既存市街地を中心とし、国道6号、新県道相馬亙理線を南北の軸に、その間を東西の避難道路で結んだ交通ネットワークを構築することにより、コンパクトシティの形成を進めてまいります。

コンパクトシティの実現に向けて3ページの資料についてご説明をさせていただきます。

効率的なまちづくりを行う上で、都市計画制度を活用した土地利用の誘導として、用途地域の指定を行い、土地利用のコントロールを今後検討してまいります。用途地域は、都市計画における土地利用の調整、誘導方法の一つで、地域における居住環境の保護または業務の利便性の増進を図るため、市街地の類型に応じた建築規制等を行うものとなっております。用途地域を指定することによりまして、市街地の居住環境の保全や町並みの誘導を行うことができるものとなっております。今回の都市計画マスタープランでは、具体的な用途地域の種類については記載しておりませんで、今後の指定のイメージのみを記載しております。

資料の右側にイメージ図を載せてございます。3つの市街地と周辺の既存市街地を居住地域として居住系の用途地域の指定を想定しております。また、それ以外の区域は農業施設等との調整を図りながら、現在と同じ用途地域の指定のない地域とすることを想定しております。今後、現地を調査確認し、住民説明会、意見交換等を行いながら適切な区域の設定を検討してまいります。

最後に、マスタープランの策定に当たっては、パブリックコメント等でも個別計画、条例について複数のご質問、ご要望がございましたけれども、都市計画マスタープランは本町の都市計画に関する基本的な方針を示す計画であるため、具体的な内容を定めているものではございません。個別計画等につきましては、都市計画マスタープランに即して定められますけれども、都市計画マスタープランに記載されていない内容が今後の計画には載せられないということもございませんし、逆に記載されている計画がですね、固定化されるものでないということをつけ加えさせていただきます。

以上が山元町都市計画マスタープランの内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第13号山元町都市計画マスタープランについてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第10．議案第16号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第16号平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ6,553万9,000円を減額し、総額を20億7,643万4,000円とするものであります。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。お手元の議案書7ページをお開き願います。

こちらは歳出予算の補正予算事項別明細書となります。

初めに、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、こちらについてですが、国保の都道府県単位化に伴うシステム改修業務委託の確定に伴い、181万4,000円を減額するものであります。

次に、第2款保険給付費、第1項療養諸費についてですが、こちらは後ほど歳入のところでご説明申し上げますが、国庫支出金のうち療養給付費負担金及び財政調整交付金を歳入増並びに社会保険診療報酬支払基金及び国保連からの交付金等の確定に伴う財源の内訳の変更でございます。

次に、第2款保険給付費、第2項高額療養費から次の8ページの第7款共同事業拠出金まで、こちらにつきましても、交付金等の確定に伴う財源内訳の変更や事業の確定に伴う減額補正をするものであります。

次に、9ページ、最終ページになります、中段の8款保険事業費につきましては、特定健診の事業費確定に伴う減額。

次の第9款基金積立金と次の第11款の諸支出金については、額の確定に伴い増額するものであります。

以上が歳出予算の内容です。

それでは、次に歳入予算の補正額についてご説明させていただきます。

お手元の議案書5ページにお戻りいただければと思います。こちら歳入予算の補正予算事項別明細書です。

それでは、初めに、第3款国庫支出金です。こちらにつきましても、各種国庫負担金及び国庫補助金の額の確定に伴い増減額するものでございまして、第1項の国庫負担金で合計316万の減額、同じく第3款の第2項、国庫補助金のほうの第2項ですね、の国庫補助金のほうで合計で5,573万9,000円を増額するものであります。

続きまして、第4款保険給付費等交付金から次のページに行きます、第7款の共同事業交付金につきましては、こちらは社会保険診療報酬支払基金と国保連からの交付金の確定に伴い、それぞれ1,201万9,000円、469万7,000円、3,234万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

あと、ちょっと戻りますが、6款のですね、県支出金で、132万4,000円の増

額及び第7款共同事業交付金については合計でこちらが……、済みません……。これ間違っているな、済みません。そうですね、6款の県支出金で……、何だ、済みません、間違っていますね。申しわけございません。もとい。失礼します。ちょっと戻ります。

第4款の、済みません、5ページの第4款の療養給付費交付金から第7款の共同事業交付金まで、次の6ページの頭までになります、に含めて、そちらまでは社会保険診療報酬支払基金と国保連からの交付金の確定に伴い減額補正するものであります。

8款ですね、済みません。第8款の財産収入についてです。こちら財政調整基金の利子2万9,000円を増額して、次の第9款の繰入金ですが、こちら合わせて6,852万7,000円を減額してございます。このうち第1目の基金繰入金については、最終的な財源調整の結果、6,517万4,000円の取り崩しを減額しております。

なお、第2目一般会計繰入金については、合計で335万3,000円を減額するものであります。

最後になります、第11款諸収入についてです。こちら今年度の特定健診事業が終了したことによる住民からいただく諸収入の56万1,000円を減額する、当初予算よりも減額というふうになってございます。

以上が今回の補正予算（第3号）の内容でございます。主に補正決算の内容になっております。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。5ページ、歳入の部分なんです、特別調整交付金6,051万円の件についてなんです、これは例年の動きかとも思うわけですが、例年の動きといいますか、まさにこの調整交付金ということで、これは当初そんなにこう予算措置していないで、最後ね、こういう形になって額になってあらわれてくるというのは、従来の流れとなっているのか。あるいは、今回だけがこういうふうにな、突出して6,500万相当するものが交付されたのかどうか、その辺の、これまでの経緯とですね。そして、そのことによって財政調整基金取り崩しが大幅に減らすことができたという流れになるかと思うんですが、その辺の背景について確認します。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今のご質問の5ページの歳入のちょうど真ん中ぐらいになります。3・2・1、3款国庫支出金、2項国庫補助金の第1目財政調整交付金の欄の右側のほうに行きまして、説明欄に特別調整交付金の増と、6,051万円というふうな大きな数字がございまして、こちらの数字に関しましては、主な内容としては震災の影響による医療費増加に伴う被災地への支援分がこの主な金額となっております。これらも含めて当初予算では1,000万ちょっと、1,500万程度で見込んでございました。なぜかと申しますと、実は3年間継続でいただいていたお金だったんですが、29年度はなくなるというふうに、もう続くことが確定していません、なくなると言われていた財源でございまして、それがパーセントはまだ来ていないんですが、減って今回も予算措置いただきましたので、国の予算いただきましたので、今回改めて補正と。従来、こちらの特別調整交付金というものは市町村の特別な事情に応じて国から手当てされる交付金でございまして、予測するのが極めて厳しい科目でございました。ただ、その医療費増加に伴って被災地への支援分として1億程度多くいただいていた部分があ

りましたので、その確定した年度に関してはおおむね当初予算に近づけるようにしてきて予算計上も当初からしてきていきましたが、今回に関して29年度はなくなるというふうな話もございましたので、その震災前、ある程度毎年見込まれている2,000万円前後の予算で当初予算は計上させていただいたと。これに関しまして、まだ確定はしていませんが、来年度以降も、満額ではありませんが、7割程度、6割から7割程度は来るんじゃないかと、正しくは7割から55パー、間ぐらいで来るんじゃないかと言われていまして、それらを見越して財源の財政の管理をしていくというふうな考えではございます。ですので、来年同じようにここで6,000万来るかという、今のところはこの額ではないと。若干目減りはしてくるというふうな状況ではございます。それも含め、次年度の30年度の国保会計の予算も組んでいるような状況でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。そういうことと申しますかね、この辺は当初の予算でなぜ組み込めないのかという不思議さ、疑問からの確認なんです、その辺のその情報というのは、今の最後のほうの話では、新年度についてはこのやっぱり従来どおり3年間というのが29年間も措置されて、そして30年度も見込まれると、7割程度というところまでの情報を当然29年度のときもあったかと思うんですが、その辺がこの予算に生かされていないというところだと思うので、この予算の組み方についてちょっと疑問が残る。このことが歳入の中で示されていれば、歳出のほうで生かすことがある、できると、生かすということになるわけですが、その辺のこの予算の組み方というのがちょっとこうですね、この間疑問が残っているところなんです、新年度ね、7割程度というのが措置されているというのは新年度の予算書を見ればそれが明確になるわけけれども、残念ながらきょう私もその新年度予算、ああ、持ってきたんだな。持ってきたけども、確認しなかった、その辺、今のね、課長の説明の中で生かされている、7割程度という部分の説明があったわけですが、それは新年度に生かされて、生かされてというか、それはそういうふうにちゃんとその分計上されているのか、予算措置されているのか。今の説明では、しているという話だった。だから、確認すればいい話なんだけれどもつつうことなんだけれども、改めて確認します。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。済みません、私の説明でちょっと言葉足らずがありまして。まず、こちらの先ほどの特別調整交付金の被災地、震災の被災地の支援分ですが、まず情報が入っていない中での29年度の当初予算の作成と。30年度につきましても、まだ確定はしてございません。想定であくまでもシミュレーションで組んでいる財源として見ていまして、新たにこの同じ制度、7,000万程度を組めるかという、そのような状況では予算は組んでいないというふうな状況ですが、シミュレーションとしては腹づもり、29年度の当初の予算を考えると、時点と、現段階で30年度の予算を組むときの段階では情報量の差があってですね、30年はまだ確定していませんが、来るんじゃないか、そして明るい前向きなシミュレーションでは踏まえているというふうな状況でございます。実際、この額来るというふうな確定はないので、今のところ明確な数字での予算措置はしていないということでございます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。毎年のことになるかと思うんですが、そのことによってですね、その財源確保が当初示されなくて、その不足分を財政調整基金から取り崩して対応するというような流れになるかと思うんですが、その際には財政調整基金、そのた

めに財政調整基金をある程度ため込んでおかないとうまくないと。十分な活用ができないという話になるわけですが、きちんとした財源確保を明確にしてですね、当初予算でこういったものも生かすならば、当初からの財政調整基金の取り崩し額というのは抑えることができる。抑えることができるって、そんなに使わなくてもね。そうずっと、基金残高のね、活用というのがこう、という方向も生まれてくるんだけど、なぜか、なぜか最初にぼんとう今度も相当な基金の取り崩し、当初予算でね、しているんだよな。だから、ある程度この基金を確保しておかなきゃないというそっちの考えになるんだけれども、だけれども結果としてね、こうして毎回同じ繰り返しなんだけれども、この国保も同じだしこれも同じなんだけれども、その結果、最後には戻ってきてまた豊かな財政調整基金ということになるんだけれども、その辺のこの予算の立て方にある程度問題はなにかどうか。なければいいです。あと次に1回教えてください。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。予算の立て方等になりまして、おっしゃるとおりなんです、見込めるものは見込んでというふうにはつくってございますので、今までは市町村のおのおのが国保事業を展開してまいりましたので、その各市町村の推計方法等によってこれらを推計してきたと。来年度から、30年度からに関しましては、財政の手腕を県が行うことになってきまして、ある程度県主導でその辺の推計も動くようになってきております。ですので、うちの町だけではない、その国の調整交付金の額の推計等に関しては、いわゆる県の、もちろん市町村の意見は申し上げる場面はございますが、県と協議をしながら、県内市町村、同じ考え方でそれは予算計上していくというふうになってございますので、議員ご懸念の部分は十分改善されてきているかなというふうに思います。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。これ3月、これがほぼ最後という数字になるのかなと思うけれども、いつもあと専決でね、5月ころ出てきて、そこでもまたぼんとう「えっ」つうようなことも見えてくるんだけど、その辺は大丈夫ですね。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。はい。今年度に関しては、やはりどうしても来年度の制度変更もございますので、過去にあったような大きな差異は出てこないとは現在のところでは見込んでございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第16号平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第11．議案第17号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第17号です。平成29年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、こちらについてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございます。歳入歳出それぞれ788万7,000円を減額しまして、総額を1億6,062万4,000円とするものであります。

それでは、こちら、後期高齢者医療特別会計については、歳入予算のほうからご説明させていただきます。お手元の議案書5ページになります。

こちら5ページが歳入予算の補正予算事項別明細書となります。初めに、第1款後期高齢者医療保険料については、今年度の保険料の算定結果の最終的な調整として、合わせて合計で770万4,000円を減額してございます。このうち第1目特別徴収の保険料については、619万2,000円の減額、第2目普通徴収保険料については151万2,000円を減額するというふうなものでございます。

次に、第3款繰入金です。こちらについては、本年度の保険料の算定結果に伴う保険料の軽減分、あと被用者保険の被扶養者、こちらも軽減分になるんですが、保険料の軽減分に伴う一般会計からの繰入金、軽減額が確定しましたので、それに伴う一般会計からの繰入金を18万3,000円減額するものであります。

以上が歳入予算の内容です。

それでは、歳出予算は次の6ページになります。

こちら第2款後期高齢者医療広域連合納付金の科目です。こちらにつきましては、ただいま歳入予算でご説明いたしました減額となった保険料、あと保険料の軽減に関する繰入金を宮城県の後期高齢者医療広域連合に納付する納付金であります。その納付金788万7,000円を減額するものであります。

以上が今回の補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第17号平成29年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第12. 議案第18号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第18号平成29年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、こちらについてご説明いたします。

こちらのほう、今回の補正の規模であります。歳入歳出それぞれ1,339万8,000円を減額しまして、総額を13億9,298万1,000円とするものであります。

こちらは歳出予算のほうからご説明させていただきます。お手元の議案書8ページになります。最終ページですね、8ページになります。

こちら歳出予算の補正予算事項別明細書となっております。

初めに、第1款総務費のこちら第3項介護認定費ですね。こちらについてですが、こちらは制度改正に伴うシステム改修費、440万円を減額補正するものでありまして、次の第2款保険給付費については、国・県補助金等の増額に伴い財源内訳の変更となっております。

3款、中段、3以降ですが、第3款地域支援事業費については、事業費の確定に伴い900万円を減額するものでありまして、次の第4款の基金積立金は介護保険事業基金の利子分2,000円を増額補正するものであります。

以上が歳出予算の内容です。

それでは、次に歳入予算の補正額についての説明となりますが、お手元の議案書6ページまで戻ります。お戻りいただければと思います。

こちらが歳入予算の補正予算事項別明細書となります。

それでは、初めに第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、こちらについてですが、こちらあと先ほど歳出のほうで申し上げました歳出の第3款のほうの地域支援事業費の確定に伴う減額となります。

なお、歳入のこの6ページの4款と5款、4款の支払基金交付金、あとは次の5款の県支出金についても、歳出のほうの地域支援事業費の事業費の確定に伴う減額となりまして、理由は同様でございます。

ちょっと戻りますが、3款の国庫支出金のうち増額補正となっている分については、補助金の確定による増額補正です。介護保険事業費補助金で65万円の増額、災害臨時特例補助金で48万5,000円を増額と、それぞれするものであります。

6ページ、一番下段です。財産収入については、事業基金の利子2,000円分の増額と。

最後に、7ページになりますが、こちら繰入金については、合わせて861万9,000円の減額となっております。このうち第1目基金繰入金については、最終的な財源調整の結果、244万5,000円の基金の取り崩しを減額するものでありまして、第2目一般会計繰入金については、歳出でご説明申し上げましたシステム改修費に対する事務費相当分と、あと何回も出てきますが、第3款の歳出のほうの地域支援事業費の市町村負担分、これらを合わせて617万4,000円の減額となっているものでございます。

以上が今回の補正予算（第3号）の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。8ページ、歳出の部分なんです、3款の地域支援事業、通所型サービス業務委託料減で900万減ということなんです、これは事業費の確定という説明なんです、この事業内容と減の理由、これ補助事業でいただいているんですよ。303万という事業なんです、その辺の取り組んだ内容と、事業と、その減の理由について。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。こちら8ページの真ん中よりちょっと下ですね。地域支援事業費の説明欄を見ますと、通所型サービス業務委託料減、こちらの分です。こちらの事業、いわゆる介護保険でいう総合事業と呼ばれている事業でございます、従来まで、昨年度までは給付費の中で見てきたような事業です。

今回、29年度からちょっと前倒しでうちの町独自の事業を組んで、総合事業と言われているもので、2つありまして、1つはいわゆるデイサービス、介護事業所でデイサービスを行っていますが、その簡易型です。通常、デイサービスというと、要支援、要介護の認定を受けている方が通所されて、要介護3の方もいれば、要支援1の方もいれば、いろんな方が集ってデイサービスを受けていますが、今回この3款で計上している事業は、まだ要支援までいかない方ですね、ただちょっと一人だと、介護度の進みを防ぐためにちょっと帰り際デイサービスに来れるような、デイサービスを仕組んだ事業でございます。委託事業でやっております、これはみやま荘のところでひまわりクラブと、通称、今年度から始めているんですが、行っている簡易型デイサービス、送迎つきです。いわゆる一般的にまだ元気な方ですね。でもやっぱりご高齢で、少しか作業のスピードがちょっと鈍くなって、言葉は悪いな、遅れているような方が集まって行っているような、いわゆる健康な方が集まるデイサービス。

その事業の減と、あともう一つ、2本ありまして、ホームヘルパーサービスと聞いたことあるかと思うんですが、うちだと社協さんなんかでやっていますね。ホームヘルプに行っているいろんな掃除をしたりするようなサービスなんです、その簡易版も今回総合事業の中でやってみました。通常のホームヘルパー、ホームヘルプサービスを受けるには、介護認定だったり、要支援の認定を持っていないと受けられないんですが、その認定までいかないけれども、ちょっとごみ出し大変だとかですね、ご飯つくるの大変だな、ご飯のほう、掃除するの大変だなという人にボランティア主導型で行けるような事業です。

こちら、両方とも29年度新たに始めた事業として、若干事業費余ったと。委託料が使わなかったという部分に関しては、若干事業のPRがいま一つあったのかもしれませんが。ありました。あったので、若干余ったんだと思うんですが、何分新しい事業に取り組み際、予算のとり方も若干少しか想定していた事業が結果としては多目に見ていたのかなというふうな結論でしかないんですが、従来、その新しい事業仕組みに当たり、予算でしっかり手当てできるような予算組みをした結果、実績が伴わなかったと、簡単に申し上げるとそのような状況での結論です。それで、従来型の給付型みたいな補助金

ですので、国からの補助金を確定したのをお返しするというようなイメージじゃなくて、これだけかかったので申請していただくというような財源となっています。

なお、せっかくそういう仕組みづくりがあるので、このような予算割れしないように来年度以降も、せっかく新しい仕組みづくりですので、どんどんPRをして利用者の増加につなげてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。これは新しい事業という説明なんです、新しくも何でもないんだね。あなたの説明の中でもね、これまでは給付費の中でやってきたということとを前提としてっしや、説明しているんですよ。それが制度がえで、制度が変わって、そしてそれを民間の人にやってもらえば、民間というかね、とにかく介護保険の制度から外しましょうと、そこの部分はね。外されたものは、しかしそのサービスそのものをね、とめるわけにはいかない。本来やんなくてない。それを介護保険制度から外して新しい事業は民間でやってもらいましょうだ、民間というかね、これ民間というか、ということだ。それで、歳入でね、支援交付金、地域支援事業交付金、地域に回してしまったんだわな、ということで、という制度なんです、私の理解ではね。違うければ違うくたっていいんだよ。ただ、あなたの説明の中で、既にそういうふうな説明をしているわけですからね。これまでは給付の中でやっていた事業を外に、総合支援事業として、総合事業として切りかえたというね、まずあなたそういう説明しているわけですからね。ですから、サービスの中身は同じなんです。ただ、提供するところが違ったということであってね。そしてさっきな若干と言ったけれども、こいつ予算から見ると、1,300、400万の中のね、当初予算組んで、そして900万減になったということだと思ふの。そうすると、3分の2以上が使われなかったということになるんですよ。しかしながら、この資金はその1,300万なり、400万なりね、予算立てしたのは従来の給付費の中で、介護保険制度の中で、そのぐらいの事業をやっていたからということでこのくらいはありますねということで予算立てしたと思ふんだよね。この数字の流れから見るとだよ。ところが、それが計画されていたとおりの使われ方をしなかったと。今の説明の中でね、周知が足りなかったとかなんとかいうの。だけれども、今までサービスを受けていたのが受けらんねなくなったという、さらに制度が変わってね、それがどれだけ今までこのサービスを受けていた人に対しての周知がどれだけだったかどうかということも、という疑問も生まれてくるんだけれども、これは多分にこの制度の、これは国の制度の大きな改正の中で出てきた問題かなというふうに分かる部分もあんだけど、それにしても、今まで受けていたサービスがね、もしその制度が変わったことによって受けられなかった人が生まれたと。そして、その結果、こういうふうに分額になったという経緯であるならば、これはちょっとね、問題が残んのかなというふうに分かるんですが、その辺の捉え方、受けとめについて。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問の中で、実は私も、私のことを言葉足らずだったと思ふんですが、申しわけございません。基本ですね、やはりおっしゃるとおり従来から給付でやっていた事業です。それが全て切りかわったかということそうではなくて、例えば要支援1の方が普通のデイサービスに行っていたのが、いや、この方はもうちょっとこう元気な方が集まっているデイサービスのほうがもっとうつ予防につながるんじゃないかという方は動いてもらったりするような事業です。新たな事業がということは申し上げたとおりなので、そのご高齢の方が選択する選択肢がふえたというよ

うな行政側では思っています。全て今まで使っていた方がそちらの介護サービスをやめてその総合事業に来たらじゃなくて両方走らせて動かしてやっています、よりよいその人に合ったサービスはひまわりクラブなのか、いや通常のデイサービスなのかというのを見きわめてサービスを提供し、サービスを使ってもら。私の言い方だともしかすると誤解を招くような、今まであったサービスをなくして新しいこの総合事業というふうな誤解を招いたかもしれませんが、新しくこうメニューがふえたというふうなことです、予算のとり方もふえる、ふやしていこうと見込みで、来るだろうというふうな見込みでこう広げてとっているというふうな状況でございます、決してサービス低下につながっているというふうなものではないというふうにご理解いただければと思います。以上でございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。9 番。ちょっと今の説明で理解できた人がどれほどいるかというのはあるんですけども、明確に、だったらね、当初の予算立ての背景、根拠は何だったのかということになるんです。あなたの今の説明だと、どんどんね、選択肢を多くしてどんどんサービスしてもらいましょうということでの結果の予算立てだったら、だったら使ってもらえばいい話だという。そして、あと今まで給付の中でしてもらっていた、そういうサービス受けていたんだから。俺はこの、こんなこと言ったら、皆あなたたちが悪いとかなんとかということではなくてね、これはやっぱり制度の中の改悪なのか。介護からね、介護の中からのサービスの切り捨てってね。そこからの発想で今確認してっから、ちょっとそういうのがあるんだけど、そしてこれが物の見事にこの予算の数字の中であらわれたなというこの結果が出てきたもんだから、今確認しているんです。そもそもの、この通所型サービス業務委託料の当初の積算根拠というかね、これで見ると大体1,300万くらいが当初ね、ここに措置さってたのかなというふうに見るわけなんだけど、それがそんなにせっかくそこまでこの予算とっていてね、そしてこの財源はね、裏で見つと、ちゃんと、こいつ3分の1したの、俺だったら、もしかするとこの900万の全部で303万だから、そのくらいの助成を受けた事業、そして結局事業しなかったことにしたってお返ししなくてねんだ、せっかく303万も。これを全部使い切れれば、もっともっと被災者でね、被保険者というかね、その人たちに利用してもらって、そして健康維持とかね、これ予防だからね、予防事業だからね、だから介護に入らなくても済む人が、そうすると介護保険事業会計もまた少し潤うというんだか何というんだか、助かるつつうかね、そういう事業が十分結果としてあらわれなかったと。せっかく国でもね、こんでも足んねんだけど、そういうふうな助成をされている事業が取り組みによって使われなかったというこの数字の流れとあなたの説明からずっと、そういうふうな結果になるんだけど、これはこれでそれ以上のね、あれないけれども、これは大事に使い生かさなくちゃいけない金なんですね。国もちゃんと認めて、そのくらいの、こんで俺は個人としては足んないと思うけれども、でもせっかくこう宛てがわった金はね、やっぱり十分使いこなすべきだと。認めらって国もよこしているわけだから、事業、これね、その辺を、鐘も鳴りましたので、これ以上は、やっぱりこれを強く求めておきたい。これは明らかに取り組む側の問題であるということを指摘して終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第18号平成29年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は1時20分いたします。

午後0時00分 休 憩

午後1時20分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第13. 議案第19号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第19号平成29年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

初めに、2枚おめくりいただいて、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

1款水道事業収益2項営業外収益は、総務省通知の繰出基準に基づき、高料金対策に要する経費に係る一般会計からの補助金130万2,000円を増額するものです。

最初のページにお戻りください。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款水道事業収益130万2,000円を増額し、総額4億6,591万4,000円とするものです。

第3条、予算第10条中、繰り入れする金額を記載のとおり改めるものでございます。

以上よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第19号平成29年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第14．議案第20号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第20号平成29年度山元町下水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

こちらについても、2枚おめくりいただいて、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

1款下水道事業収益2項営業外収益は、こちらも水道事業会計同様、総務省通知の繰出基準に基づき、高資本費対策に要する経費のほか一般会計からの補助金を減額及び増額で調整し、合計で1,495万3,000円を減額するものでございます。

最初のページにお戻りください。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款下水道事業収益1,495万3,000円を減額し、総額6億8,355万1,000円とするものです。

第3条、予算第10条中の繰り入れする金額を記載のとおり改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第20号平成29年度山元町下水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第15．議案第1号を議題とします。

本案件は、2月27日、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、同委員会委員長から報告書が提出されたので、委員長から報告を求めます。総務民生常任委員会委員長伊藤貞悦君、登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（伊藤貞悦君）はい、議長。委員会審査報告書。

本委員会は、平成30年2月27日に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記。議案番号、議案第1号。件名、山元町総合計画審議会条例。審査の結果、可決すべきもの。

山元議委発第24号。平成30年3月20日。

山元町議会議長 阿部 均殿。

総務民生常任委員会委員長 伊藤貞悦。

以上です。

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第1号山元町総合計画審議会条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第16．議案第2号を議題とします。

本案件は、2月27日、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、同委員会委員長から報告書が提出されたので、委員長から報告を求めます。産建教育常任委員会委員長高橋建夫君、登壇願います。

産建教育常任委員会委員長（高橋建夫君）はい、議長。委員会審査報告書。

本委員会は、平成30年2月22日に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案番号、議案第2号。件名、山元町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金条例。審査の結果、可決すべきもの。

山元町議会議長 阿部 均殿。

産建教育常任委員会委員長 高橋建夫。

山元議委発第25号。平成30年3月22日。

議長（阿部 均君）委員長に申し上げます。付託した日にちの件でございますけれども、今22日とご報告を受けましたが、27日の間違いだと思っておりますので、修正をしていただきたいと思っております。（「大変済みません。失礼しました。

産建教育常任委員会委員長（高橋建夫君）訂正いたします。3月20日といたします。

議長（阿部 均君）27。（「失礼しました。そうですね。27日ですね、はい」の声あり）
修正ちゃんと言ってないと。でないと議事録に残りますんで。

産建教育常任委員会委員長（高橋建夫君）委員会審査報告書。最初の、本委員会は、平成30年2月27日と訂正いたします。よろしく申し上げます。

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第2号山元町災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第17. 議案第3号を議題とします。

本案件は、2月27日、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、同委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。総務民生常任委員会委員長伊藤貞悦君、登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（伊藤貞悦君）はい、議長。委員会審査報告書。

本委員会は、平成30年2月27日に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記。議案番号、議案第3号。件名、山元町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例。審査の結果、可決すべきもの。

山元議委発第26号。平成30年3月20日。

山元町議会議長 阿部 均殿。

総務民生常任委員会委員長 伊藤貞悦。

以上です。

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第3号山元町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第18．議案第21号から日程第23．議案第26号までの6件を一括議題とします。

議案第21号から議案第26号までにつきましては、3月8日に予算審査特別委員会に付託し審査をしておりましたが、審査が終了し、同委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。予算審査特別委員会委員長菊地康彦君、登壇願います。

予算審査特別委員会委員長（菊地康彦君）はい、議長。予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は平成30年3月8日付で付託された議案を、審査の結果、次のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

議案第21号平成30年度山元町一般会計予算、議案第22号平成30年度山元町国民健康保険事業特別会計予算、議案第23号平成30年度山元町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号平成30年度山元町介護保険事業特別会計予算、議案第25号平成30年度山元町水道事業会計予算、議案第26号平成30年度山元町下水道事業会計予算、以上6件は可決すべきものということで審査をしております。

特に留意すべき点としまして、議案第21号平成30年度山元町一般会計予算において3点を意見として付します。

1点目、予算執行は関係者や議会との共通理解と合意形成を十分に図り取り組むべき。

2点目、財政健全化に向け、施設整備や維持管理に当たっては、関係課等で十分検討・協議を行い、効率的に進めるべき。

3点目、山元東部地区農地整備事業について、内容の変更、事業費の大幅増等、十分な説明もない中での取り組みとなっているが、共通の理解のもと進めるべき。

以上の意見を付し、報告いたします。

山元町議会議長 阿部 均殿。

予算審査特別委員会委員長 菊地康彦。

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行うわけですが、予算審査特別委員会は議長を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例 85 番により省略します。
これから、議案第 21 号平成 30 年度山元町一般会計予算について討論を行います。
—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 21 号平成 30 年度山元町一般会計予算を採決します。
お諮りします。
予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。
この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第 22 号平成 30 年度山元町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 22 号平成 30 年度山元町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。
お諮りします。
この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。
この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第 23 号平成 30 年度山元町後期高齢医療特別会計予算について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 23 号平成 30 年度山元町後期高齢医療特別会計予算を採決します。
お諮りします。
この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第24号平成30年度山元町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第24号平成30年度山元町介護保険事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第25号平成30年度山元町水道事業会計予算について討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第25号平成30年度山元町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第26号平成30年度山元町下水道事業会計予算について討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第26号平成30年度山元町下水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものです。

この予算は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第24. 閉会中の継続調査申し出について議題とします。

各常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

議長（阿部 均君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第1回山元町議会定例会を閉会します。

大変長い間ご苦勞さまでございました。

午後1時45分 閉 会
